

2009年9月14日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

公開草案「金融商品：分類と測定」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、国際会計基準審議会（IASB）が検討している公開草案「金融商品：分類と測定」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当り、我々は以下の意見がさらなる作業の助けとなることを期待する。

○ 株式のOCI法における株式配当金の会計処理について

株式の OCI 法における株式配当金については、P/L に計上すべきである。
--

1. 投資目的、判断および調達コストとの損益のミスマッチ
 - ・ OCI 法を選択する株式の投資目的は、事業を円滑に遂行し、自社の事業利益を拡大することにある。
 - ・ 当該株式はキャピタルゲインを獲得することを目的としていないため、企業における投資回収は、①自社の事業利益の拡大と②配当金収入となり、投資に当っては、①と②の両方からの収益をもとに判断を行っている。
 - ・ 加えて、株式取得に当り必要となる資金調達費用は P/L に計上されるにも関わらず、資金調達費用の対価となる株式配当金が P/L に計上されない場合、損益のミスマッチが生じる。
 - ・ したがって、株式配当金が P/L に計上されない場合、投資コストに見合うべき投資回収の成果が正しく P/L に計上されないため、投資情報として当期純利益の有用性が低下する。
 - ・ この点、株式配当金を P/L の中で区分計上することで、投資家にはさらに有用な情報を提供できると考える。
2. 経営者による利益計上のタイミングへの関与
 - ・ 経営者の判断により利益計上のタイミングを決定することができる株式売却益とは違い、株式配当は 1 事業年度の成果として、每期、実施されるのが

一般的であり、当期純利益を歪める要因とはならない。

- よって、投資情報としての当期純利益の有用性確保の観点から、株式配当金は P/L に計上すべきである。

3. 株式配当金の性質

- 株式配当が実施された場合、株式の時価が下がるため、将来の株式売却益の一部を構成しているという理論的な性質に疑念はない。
- しかし、OCI 法を選択する株式は、キャピタルゲインを獲得する目的で保有しているわけではないため、投資成果を P/L に実現させるためには、自社の事業利益の拡大と配当金による回収の両者を P/L に計上することが必要となる。
- よって、株式配当金の理論的な性質により、株式売却益と会計処理を整合させるのではなく、むしろ投資情報の有用性確保の観点から、株式配当金は P/L に計上すべきである。

○ 信頼性をもって公正価値を測定できない持分金融商品の評価について

非上場株式については、公正価値評価ではなく、取得原価で B/S に計上すべきである。
--

4. 財務諸表の透明性、企業間比較可能性について

- 株式の評価方法は、純資産価額法、DCF 法、類似業種比較法と多様な評価手法が存在する。また、商品設計も、普通株式だけではなく優先株等の多様な商品が含まれ、将来キャッシュ・フローが確定している商品ではないため、唯一絶対の評価方法はない。
- つまり、各社が独自に算定した公正価値で B/S に計上することは、投資家にとって財務諸表の透明性、および企業間の比較可能性を損なうことが懸念される。
- 特に、上場株式と比較すると、一般に非上場株式は市場で容易に売却できないことから、含み益を P/L もしくは OCI に計上した場合、実現可能性の低い利益 (OCI) の計上となり、かえって投資家の判断を誤らせる可能性がある。
- また、監査上、算出された評価額に対する妥当性の判断も困難と推察される。

5. 実務負荷と比較した場合の投資情報の有用性向上について

- 非上場株式を公正価値で評価する場合、外部の評価機関の利用、企業内での体制整備等多大な実務負荷（公正価値取得費用）が生じる。
- このような多大な実務負荷が生じる一方で、上記で述べたように非上場株式の公正価値での評価は、投資情報の有用性に必ずしもつながらないため、コスト・ベネフィットの観点から、かえって株主、投資家を害する結果となる

懸念がある。

○ 投資信託、証券化商品の会計処理について

投資信託、ローン担保証券（CLO）などの1次証券化商品について、裏付資産もしくは信託財産を個々に把握できる（Look through）場合には、内容資産に応じた測定区分の適用を認めてほしい。

6. 会計処理の整合性

- ・ 投資信託、証券化商品など複数の投資先を対象に組成されている金融商品と単一の投資先に投資している金融商品との間において、会計処理の整合性は図られるべきである。
- ・ つまり、投資先の明細を Look through することで償却原価の要件を満たすものであれば、償却原価で会計処理すべきであるため、当該アプローチを基準の中に記載していただきたい。

○ 遡及適用について

遡及適用には免除規定の選択肢を設けていただきたい。

7. 遡及適用の実務的困難性

- ・ 本公開草案では、分類と測定の遡及適用が求められているが、とりわけ金融機関では、対象となる取引件数が極端に多く、遡及期間の膨大な過去データの取得のために相当なシステム対応が不可欠となり、その費用と時間、作業負担は、膨大または実務的に不可能なものとなることが想定される。そのため、**applying the proposals retrospectively** は実務的でないと考えられ、区分と測定の遡及適用には免除規定の選択肢を設けていただきたい。
- ・ また、新たに国際財務報告基準（IFRS）を適用する国、企業においては、初度適用時に遡及修正が要求される場合の作業負担と費用は膨大または実務的に対応困難となることが考えられる。このため、IFRS 第1号において、分類と測定の遡及適用の免除規定の選択肢を設けていただきたい。

以 上